志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法第7条(原子力事業者防災業務計画)に基づき、「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要否を検討した結果、以下のとおり修正を実施します。

1. 主な修正内容

- (1) 関係法令改定による修正
 - a. 災害対策基本法関連法令改正に伴う「こども家庭庁」の追加
 - b. 原子力災害対策指針等の改正に伴い引用条文の修正
- (2) 原子力規制庁からの指導及び要請に基づく修正
 - a. 原子力災害医療活動の記載充実に伴う修正 原子力規制庁の指導を受け、当社および原子力安全研究協会で管理している医療 資機材、並びに原子力安全研究協会の業務範囲を追記。
 - b. 可搬型設備(消防車及び電源車)の記載の統一に伴う修正 原子力規制庁の指導を受け、可搬型設備(消防車及び電源車)の数量は必要数の みならず予備数も記載。併せて資機材の保管場所図を修正。
 - c. 通報文への測定地震動の追記 原子力規制庁の要請を受け、警戒事象等の通報連絡の様式にトリップ設定値を追 記するとともに、地震加速度を記載できる様式に修正。

2. スケジュール(予定)

・1月19日頃:修正協議申入れ

• 3月19日頃:協議終了

・3月29日頃:修正及び届出(要旨公表)

以上

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(案)

志賀原子力発電所 法契原子力発電所 原子力學業者防災業務計画 原子力事業者防災業務計画 原子力事業者防災業務計画 有和 <u>5</u> 年3月 令和 <u>6</u> 年3月 次第1月の決策 北陸電力採売会社	修正前	修正後	備考
原子力事業者防災業務計画 「京子力事業者防災業務計画」 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 「令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 「会和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			VIII V
原子力事業者防災業務計画 「京子力事業者防災業務計画」 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 「令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 「会和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			
原子力事業者防災業務計画 「京子力事業者防災業務計画」 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 「令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 「会和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			
原子力事業者防災業務計画 「原子力事業者防災業務計画 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			
原子力事業者防災業務計画 「原子力事業者防災業務計画 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			
原子力事業者防災業務計画 原子力事業者防災業務計画 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月			
原子力事業者防災業務計画 原子力事業者防災業務計画 令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月	十加压了力效素定	十加西フ五叉蚕式	
令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月	本 道 高 前 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	本	
令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月			
	原子力事業者防災業務計画	原子力事業者防災業務計画	
	Λ T. = H 0 Π	A.T., a. H. o. II	お字年日の亦 再
北陸電力株式会社 北陸電力株式会社	令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月	令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月	以足平月の多史
北陸電力株式会社 北陸電力株式会社			
	北陸電力株式会社	北陸電力株式会社	

		現行			修正後	備考
正 履 歴			修正履	歴		
修正番号	年 月 日	内 容	修正番-	号 年月日	内 容	
_	H12.6.16	施行	_	H12.6.16	施行	
1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	
2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機 関再編等に伴う修正	
3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	3	H16.8.2	2 号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	
4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	4	H18. 3. 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	
5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H 2 0. 3. 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	7	H 2 1. 2. 2 7	記載の適正化に係る修正	
8	H 2 2. 3. 1 5	緊急時プラント情報伝送システム (SPDS) の 常時伝送化に伴う修正	8	H 2 2. 3. 15	緊急時プラント情報伝送システム (SPDS) の 常時伝送化に伴う修正	
9	H 2 5. 3. 18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H 2 5. 3. 18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
1 0	H 2 5. 1 2. 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	1 0	H 2 5. 1 2. 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
1 1	H26.10.22	緊急時活動レベル(EAL)の明確化等に伴う修正	1 1	H 2 6. 1 0. 2 2	緊急時活動レベル(EAL)の明確化等に伴う修正	
1 2	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	1 2	H 2 8. 4. 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
1 3	H 2 9. 3. 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	1 3	H 2 9. 3. 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
1 4	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	1 4	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
1 5	Н31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	1 5	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	
1 6	R 2. 4. 1	発送電分離等に伴う修正	1 6	R 2. 4. 1	発送電分離等に伴う修正	
1 7	R2.8.21	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	1 7	R 2. 8. 21	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
1 8	R 4. 3. 15	緊急時対策支援システム(ERSS)の伝送項目の 追加等に伴う修正	1 8	R 4. 3. 15	緊急時対策支援システム(ERSS)の伝送項目の 追加等に伴う修正	
1 9	R 5. 3. 15	原子力災害医療体制の記載充実等に係る修正	1 9	R 5. 3. 15	原子力災害医療体制の記載充実等に係る修正	
	1		2 0	R 6. 3. XX	原子力災害医療活動の記載充実等に係る修正	修正理由を追記

現行	修正後	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第2節 定義	第2節 定義	
[略]	[略]	
19. 指定行政機関	19. 指定行政機関	
災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。	災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。	
内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務	災害対策基本法第二条第三号の
省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産	省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農	規定により内閣総理大臣が指定
業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海	林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地	する指定行政機関の件の一部改
上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省	理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省	訂に伴う変更
[略]	[略]	
第2章 原子力災害予防対策の実施	第2章 原子力災害予防対策の実施	
第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備	第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備	
原子力防災管理者及び原子力部長は、 <mark>別表-8</mark> に定める原子力災害対策で使	原子力防災管理者及び原子力部長は、 <mark>別表-9</mark> に定める原子力災害対策で使	別表番号の変更(以下、同じ)
用する資料を次のとおり整備する。	用する資料を次のとおり整備する。	別な留々い友文(終了,同じ)
1. 発電所	1. 発電所	
原子力防災管理者は、 <mark>別表 - 8</mark> に定める資料を発電所に備え付ける。また、原	原子力防災管理者は、 <mark>別表-9</mark> に定める資料を発電所に備え付ける。また、原	
子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	
2. 本店及び原子力本部	2. 本店及び原子力本部	
原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表 - 8</mark> に定める資料を送付し、原子力部	原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表-9</mark> に定める資料を送付し、原子力部	
備え付ける。	備え付ける。	
3. 原子力事業所災害対策支援拠点	3. 原子力事業所災害対策支援拠点	
原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表-8</mark> に定める資料のうち原子力事業所	原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表-9</mark> に定める資料のうち原子力事業所	
 災害対策支援拠点で使用する資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を原子		
力事業所災害対策支援拠点用として原子力本部に備え付ける。	力事業所災害対策支援拠点用として原子力本部に備え付ける。	
4. 原子力規制庁緊急時対応センター	4. 原子力規制庁緊急時対応センター	
原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表一8</mark> に定める資料を送付し、原子力部	原子力防災管理者は、原子力部長に <mark>別表 - 9</mark> に定める資料を送付し、原子力部	
長は、これらの資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。	長は、これらの資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。	
5. オフサイトセンター	5. オフサイトセンター	
原子力防災管理者は、 <mark>別表-8</mark> に定める資料のうち、オフサイトセンターに備	原子力防災管理者は、別表 9 に定める資料のうち、オフサイトセンターに備	
え付ける資料を原災法第12条第4項に基づき内閣総理大臣に提出するととも	え付ける資料を原災法第12条第4項に基づき内閣総理大臣に提出するととも	
に、その資料の写しを石川県知事、志賀町長及び富山県知事に提出する。提出し	に、その資料の写しを石川県知事、志賀町長及び富山県知事に提出する。提出し	
た資料の内容に変更があった場合も同様とする。	た資料の内容に変更があった場合も同様とする。	
第5節 原子力災害対策で使用する施設及び設備の整備、点検	第5節 原子力災害対策で使用する施設及び設備の整備、点検	
1. 緊急時対策所、本店総本部室及び原子力本部総本部室	1. 緊急時対策所、本店総本部室及び原子力本部総本部室	

原子力規制庁からの指導により

原子力災害医療活動の記載充実

現 行 修正後 備考 (1) 発電所 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別図-10及び別表-9に定める緊急時対策所並 原子力防災管理者は、別図-10及び別表-10に定める緊急時対策所 別表番号の変更(以下,同じ) びに非常用発電機及び換気浄化設備を常に使用可能な状態に整備する。ま 並びに非常用発電機及び換気浄化設備を常に使用可能な状態に整備する。ま た、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 た、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 (2) 本店及び原子力本部 (2) 本店及び原子力本部 地域共創部長は本店総本部室を、原子力部長は別表-10に定める原子 地域共創部長は本店総本部室を、原子力部長は別表-11に定める原子 力本部総本部室及びその代替場所並びに非常用発電機を常に使用可能な状態 力本部総本部室及びその代替場所並びに非常用発電機を常に使用可能な状態 に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力部長は、別図-11及び別表-11に定める原子力事業所災害対策支援 原子力部長は、別図-11及び別表-12に定める原子力事業所災害対策支援 拠点となる施設を使用可能な状態に整備する。 拠点となる施設を使用可能な状態に整備する。 「略〕 「略] 7. 緊急時プラント情報伝送システム 7. 緊急時プラント情報伝送システム (1) 原子力防災管理者は、<mark>別表-12</mark>に定める項目を別図-13に示すER (1) 原子力防災管理者は、<mark>別表-13</mark>に定める項目を別図-13に示すER SSに伝送する緊急時プラント情報伝送システム(以下「SPDS」とい SSに伝送する緊急時プラント情報伝送システム(以下「SPDS」とい う。)を常に使用可能な状態に整備する。また、SPDSに不具合が認めら う。)を常に使用可能な状態に整備する。また、SPDSに不具合が認めら れた場合は、速やかに修理する。 れた場合は、速やかに修理する。 なお、原子力防災管理者は別表-12に定める項目について、原子力施 なお、原子力防災管理者は別表-13に定める項目について、原子力施 設の状況を踏まえて十分であるか検討し、必要に応じて改修を実施する。 設の状況を踏まえて十分であるか検討し、必要に応じて改修を実施する。 (2) 原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても、そ (2) 原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても、そ の機能が維持できる設備とする。 の機能が維持できる設備とする。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源をSPDSに供給可能な状態に整備・ (3) 原子力防災管理者は、非常用電源をSPDSに供給可能な状態に整備・ 点検する。 点検する。 [略] [略] 第8節 関係機関との連携 第8節 関係機関との連携 「略〕 「略] 3. 地元防災関係機関等との連携 3. 地元防災関係機関等との連携 地元防災関係機関等(羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、 地元防災関係機関等(羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、 奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、高岡市消防本部、石川県警 奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、高岡市消防本部、石川県警 察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、 察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、 氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第 水見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第 九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発 九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発 電所周辺医療機関その他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の収集及び 電所周辺医療機関その他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の収集及び 提供等の相互連携を図る。 提供等の相互連携を図る。 また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から

提供等の相互連携を図る。

[略]

公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の

収集及び提供等の相互連携を図る。

「略]

別表-8に定める資機材を維持管理するとともに、別表-15に定める公益財団

法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集及び

現行 修正後 備考 5. 原子力緊急事態支援組織との連携 5. 原子力緊急事態支援組織との連携 (1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊 (1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊 急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結する。 急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結する。 a. 原子力緊急事態支援組織との連携 a. 原子力緊急事態支援組織との連携 b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲 b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲 (2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表-13に定めると (2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表-14に定めると 別表番号の変更(以下、同じ) おりとする。 おりとする。 (3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供 (3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供 等の相互連携を図る。 等の相互連携を図る 「略〕 「略] 第3章 緊急事態応急対策等の実施 第3章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 第1節 通報及び連絡 「略〕 「略] 3. 防災体制発令時の対応 3. 防災体制発令時の対応 (6) 総本部原子力班長は、次に掲げる事項を実施する原子力事業所災害対策支 (6) 総本部原子力班長は、次に掲げる事項を実施する原子力事業所災害対策支 援拠点の設置が必要と判断した場合は、別表-11に定める施設の中から適 援拠点の設置が必要と判断した場合は、別表-12に定める施設の中から適 切な施設を選定し設置するとともに、当該拠点に別表-7及び別表-8に定 切な施設を選定し設置するとともに、当該拠点に別表-7及び別表-9に定 める原子力事業所災害対策支援拠点用の資機材及び資料を輸送する。 める原子力事業所災害対策支援拠点用の資機材及び資料を輸送する。 a. 発電所への物資輸送 a. 発電所への物資輸送 b. 輸送に付随する放射線管理。 b. 輸送に付随する放射線管理。 [略] [略] 第2節 応急措置の実施 第2節 応急措置の実施 「略〕 [略] 8. 応急復旧 8. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 発電所本部プラント班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲 発電所本部プラント班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲 における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握 における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握 する。 する。 (2) 応急の復旧対策 (2) 応急の復旧対策 発電所本部緊急時即応班長及び復旧班長は、原子力災害(原子力災害が生ず 発電所本部緊急時即応班長及び復旧班長は、原子力災害(原子力災害が生ず る蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、別表-14の業務を含めて応急 る蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、別表-16の業務を含めて応急 復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。 復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。 [略] [略] 14. 原子力防災要員等の派遣等 14. 原子力防災要員等の派遣等 (1) 発電所本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関又は石川県か (1) 発電所本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関又は石川県か ら、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場 ら、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場 合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山 合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山 県知事その他緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施 県知事その他緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施 する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするた する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするた

(6/44)現 行 修正後 備考 め、別表-17に定めるオフサイトセンター等への要員派遣その他必要な措 め、別表-15に定めるオフサイトセンター等への要員派遣その他必要な措 別表番号の変更(以下,同じ) 置を講ずる。 置を講ずる。 a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項 a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項 (a) オフサイトセンターの設営準備助勢 (a) オフサイトセンターの設営準備助勢 (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (c) 報道機関への情報提供 (c) 報道機関への情報提供 (d) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 (d) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 (e) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (e) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (f) 原子力災害合同対策協議会への参加 等 (f) 原子力災害合同対策協議会への参加 等 b. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 b. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 (a) 緊急時環境放射線モニタリング (a) 緊急時環境放射線モニタリング (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (e) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 (e) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づ 派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づ き、必要な業務を行う。 き、必要な業務を行う。 また、総本部長は、原子力本部長又は原子力本部副本部長及び別表-16 また、総本部長は、原子力本部長又は原子力本部副本部長及び別表-18 に定める災害対策班員をオフサイトセンター等に派遣する。発電所本部長の に定める災害対策班員をオフサイトセンター等に派遣する。発電所本部長の 要請により、原子力本部の災害対策班員を発電所本部に派遣する。 要請により、原子力本部の災害対策班員を発電所本部に派遣する。 なお、発電所本部長は、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、総 なお、発電所本部長は、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、総 本部長に要請する。これを受けて、総本部長は、他の原子力事業者に直接協 本部長に要請する。これを受けて、総本部長は、他の原子力事業者に直接協 力を要請する。 力を要請する。 (2) 発電所本部長及び総本部原子力班長は、石川県又は富山県からの要請があ (2) 発電所本部長及び総本部原子力班長は、石川県又は富山県からの要請があ った場合は、別表-17に定める原子力防災資機材等の貸与を行う。 った場合は、別表-19に定める原子力防災資機材等の貸与を行う。 (3) 総本部原子力班長は、第1緊急体制発令後、原子力規制委員会からの要請 (3) 総本部原子力班長は、第1緊急体制発令後、原子力規制委員会からの要請 があった場合は、別表-16に定める災害対策班員の原子力規制庁緊急時対 があった場合は、別表-18に定める災害対策班員の原子力規制庁緊急時対 応センターへの派遣を行う。 応センターへの派遣を行う。 [略] 「略] 第4章 原子力災害事後対策 第4章 原子力災害事後対策

第2節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者(発電所本部が設置されている場合は発電所本部長。以下、 本節において同じ。)及び原子力部長(総本部が設置されている場合は総本部原子 力班長。)は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富 山県知事その他原子力災害事後対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施 する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、 別表-18に定める原子力防災要員及び別表-19に定める災害対策班員の派遣 又は別表-20に定める原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講ずる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者(発電所本部が設置されている場合は発電所本部長。以下、 本節において同じ。)及び原子力部長(総本部が設置されている場合は総本部原子 力班長。)は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富 山県知事その他原子力災害事後対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施 する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、 別表-20に定める原子力防災要員及び別表-21に定める災害対策班員の派遣 又は別表-22に定める原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講ずる。

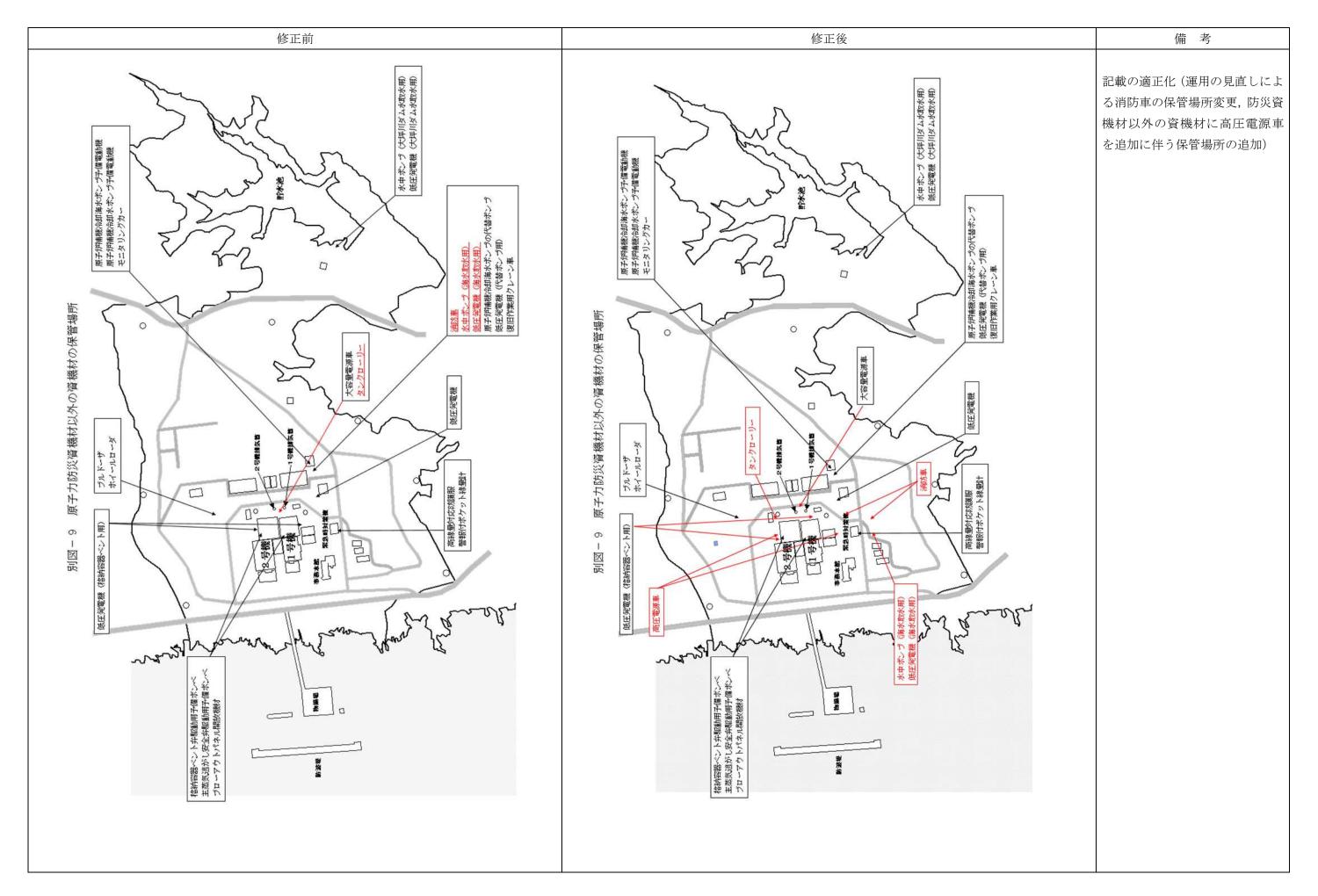
現 行 修正後 備考 1. 広報活動に関する事項 1. 広報活動に関する事項 (1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (2) 報道機関への情報提供 (2) 報道機関への情報提供 2. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 2. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 (1) 緊急時環境放射線モニタリング (1) 緊急時環境放射線モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (5) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 (5) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応 派遣された原子力防災要員及び災害対策班員は、オフサイトセンターに設置さ 派遣された原子力防災要員及び災害対策班員は、オフサイトセンターに設置さ れる原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。 れる原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。 原子力防災管理者は、オフサイトセンターに派遣した原子力本部長又は原子力 原子力防災管理者は、オフサイトセンターに派遣した原子力本部長又は原子力 本部副本部長及び原子力防災要員と電話等により連絡を密に取り、原子力災害合 本部副本部長及び原子力防災要員と電話等により連絡を密に取り、原子力災害合 同対策協議会において共有された情報を周知し、原子力災害合同対策協議会から 同対策協議会において共有された情報を周知し、原子力災害合同対策協議会から 発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会 発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会 に対して必要な意見を進言する。 に対して必要な意見を進言する。 また、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、原子力部長(総本部が設 また、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、原子力部長(総本部が設 置されている場合は総本部長。) に要請する。これを受けて、原子力部長(総本部 置されている場合は総本部長。) に要請する。これを受けて、原子力部長(総本部 が設置されている場合は総本部長。)は、他の原子力事業者に直接協力を要請す が設置されている場合は総本部長。)は、他の原子力事業者に直接協力を要請す る。 原子力部長(総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。)は、原子力 原子力部長(総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。)は、原子力 規制委員会等からの要請があった場合は、別表-21に定める災害対策班員の派 規制委員会等からの要請があった場合は、別表-19に定める災害対策班員の派 別表番号の変更(以下、同じ) 遣を行う。 遣を行う。 [略] [略] 第5章 その他 第5章 その他 第1節 他の原子力事業者への協力 第1節 他の原子力事業者への協力 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合は、原子力防災 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合は、原子力防災 管理者及び原子力部長は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の 管理者及び原子力部長は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の 長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力 長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力 災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時環境 災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時環境 放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、 放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、 別表-21に定める原子力防災要員及び災害対策班員の派遣又は資機材の貸与そ 別表-23に定める原子力防災要員及び災害対策班員の派遣又は資機材の貸与そ の他必要な協力を行う。なお、支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、 の他必要な協力を行う。なお、支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、 必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。 必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。 (1) 緊急時環境放射線モニタリング (1) 緊急時環境放射線モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

現行	修正後	備考
ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業	ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業	
所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて	所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて	
単用する。	準用する。	
第2節 附則	第2節 附則	
本計画は、令和 <mark>令和5年3月15日</mark> から施行する。	本計画は、今和6年3月 XX 日から施行する。	施行日の変更

修正前	修正後	備考
志賀原子力発電所	志賀原子力発電所	
原子力事業者防災業務計画 別冊	原子力事業者防災業務計画 別冊	
原士刀爭未有例及未務計画	原丁刀爭未有例及未務計画 別間	

修正前	修正後	備考
図表様式集	図表様式集	
別図-1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数 ······ 1	別図-1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数・・・・・・・・・・・1	
別図-2 災害対策組織の業務分掌及び班員数 ······ 2	別図-2 災害対策組織の業務分掌及び班員数・・・・・・・・・・・・2	
別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報(初回)の連絡経路・・・・・・・・ 3	別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報(初回)の連絡経路······3	
別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路・・・・・・・・ 5	別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路 ・・・・・・・ 5	
別図-5 防災体制発令後の社内体制及び指令情報伝達経路 ······ 7	別図-5 防災体制発令後の社内体制及び指令情報伝達経路 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
 別図-6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	 別図-6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 ····· 9	
 別図-7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 10	別図-7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 10	
別図-8 放射線測定設備及び気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	別図-8 放射線測定設備及び気象観測設備・・・・・・・・・・・11	
別図-9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	別図-9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所・・・・・・・・・・12	
別図-10 緊急時対策所の設置場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3	別図-10 緊急時対策所の設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・13	
別図-11 各拠点位置図14	別図-11 各拠点位置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別図-12 発電所敷地内の避難集合場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5	別図-12 発電所敷地内の避難集合場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5	
別図-13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	別図-13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 ・・・・・・・・・・・・・・ 16	
別表-1 警戒事態に該当する事象(警戒体制発令基準)・・・・・・・・・・・ 1 7	別表-1 警戒事態に該当する事象(警戒体制発令基準)・・・・・・・・・17	
別表-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(第1緊急体制発令基準) ・・・・23	別表-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(第1緊急体制発令基準) ・・・・23	
別表一 3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(第2緊急体制発令基準) 32	別表 - 3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(第2緊急体制発令基準) 32	
別表-4 原子力防災業務内容と要員配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0	別表-4 原子力防災業務内容と要員配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別表-5 原子力防災管理者の代行順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1	別表-5 原子力防災管理者の代行順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別表-6 原子力防災資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 2	別表 - 6 原子力防災資機材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別表-7 原子力防災資機材以外の資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4	別表-7 原子力防災資機材以外の資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4	
	<u> 別表 - 8 医療関連資機材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	原子力規制庁からの指導により
別表- <u>8</u> 原子力災害対策で使用する資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別表- <u>9</u> 原子力災害対策で使用する資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>4</u> 9	原子力災害医療活動の記載充実
別表- <u>9</u> 緊急時対策所 · · · · · · · <u>4 9</u>	別表- <u>10</u> 緊急時対策所 · · · · · · <u>50</u>	別表番号とページ番号の変更
別表- <u>10</u> 原子力本部総本部室 ······ <u>50</u>	別表- <u>1 1</u> 原子力本部総本部室 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(以下,同じ)
別表- <u>11</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別表- <u>1 2</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 ······ <u>5 2</u>	
別表- <u>12</u> ERSS伝送項目 ······ <u>53</u>	別表- <u>13</u> ERSS伝送項目 ······ <u>54</u>	
別表- <u>13</u> 原子力緊急事態支援組織 ······· <u>5 5</u>	別表- <u>14</u> 原子力緊急事態支援組織 ······ <u>5 6</u>	
	<u>別表-15 原子力安全研究協会5 8</u>	原子力規制庁からの指導により
別表- <u>1 4</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの ······· <u>5 7</u>	別表- <u>16</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの ······ <u>59</u>	原子力災害医療活動の記載充実
別表- <u>1 5</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 · · · · · · · · · · · <u>5 8</u>	別表 - <u>1 7</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 · · · · · · · · · · · <u>6 0</u>	
別表- <u>16</u> 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 ········· <u>59</u>	別表- <u>18</u> 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 ······ <u>6 1</u>	

修正前	修正後	備考
別表- <u>17</u> 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等 ·····・··・ <u>60</u>	別表- <u>19</u> 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等 ·····・・ <u>6</u> 2	
別表- <u>18</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 ·········· <u>61</u>	別表- <u>20</u> 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 ······ <u>63</u>	別表番号とページ番号の変更
別表- <u>19</u> 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 ··········· <u>62</u>	別表- <mark>21</mark> 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(以下,同じ)
別表- <u>20</u> 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等 ・・・・・・・・ <u>63</u>	別表- <u>22</u> 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等 ·····・・ <u>6</u> <u>5</u>	
別表 — <u>2 1</u> 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 <u>6 4</u>	別表 - 23 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 66	
別表- <u>22</u> 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別表-24 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準······ <u>67</u>	
別表- <u>23</u> 安全機器等一覧 ······ <u>6 6</u>	別表- <u>25</u> 安全機器等一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 ····································	様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 ······· <u>7 0</u>	
様式 2 原子力防災要員現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様式 2 原子力防災要員現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 ············. 7 0	様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書・・・・・・・・・ 7 2	
様式 4 放射線測定設備現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様式 4 放射線測定設備現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式 5 原子力防災資機材現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様式 5 原子力防災資機材現況届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式 6 防災訓練実施結果報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様式 6 防災訓練実施結果報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式 7 警戒事態該当事象発生連絡 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様式 7 警戒事態該当事象発生連絡 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5	様式8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 ・・・・・・・・・・・・ 7 7	
様式 9 特定事象発生通報 (原子炉施設) ····································	様式 9 特定事象発生通報 (原子炉施設) ····································	
様式10 特定事象発生通報(事業所外運搬) ····································	様式10 特定事象発生通報(事業所外運搬)	
様式11 応急措置の概要(原子炉施設) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式11 応急措置の概要(原子炉施設) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
様式12 応急措置の概要(事業所外運搬) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式12 応急措置の概要(事業所外運搬) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考 緊急時活動レベル(EAL)基準整理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考 緊急時活動レベル(EAL)基準整理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	



F 5事象) ・ 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。	(2023) (2023)
事後ので数値で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	
連絡すべき事象 (警戒事態に該当する指針 1 警戒事態を判断する EML® 原子炉の運転中に保安規定で定められた 2 る原子炉できない場子が起こり、定間内に定められた措置を実施できない場子がの運転中に非常用炉心冷却装置のまする原子炉冷却がの漏えいが発生したが要失した場合。 指針 1 警戒事態を判断する EML® 原子炉の運転中に当該原子炉への全てが喪失した場合。 指針 1 警戒事態を判断する EML® 原子炉の運転中に当該原子炉への全てが喪失した場合。 場合。 場合。 場合。 場合。 場合。 場合。 場合。 場合。 場合。	
番号/略称 AL21*1/ 原子炉冷却材の漏え い AL22*1/ 原子炉給水機能の喪 失 AL23*1/ 原子炉除熱機能の喪 原子炉除熱機能の喪	
	連絡すべき事象 (警戒事態 指針1 警戒事態を判断する E 原子炉の運転中に保安規定 える原子炉冷却材の漏えい状間内に定められた措置を実施 子炉の運転中に非常用炉心 とする原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に当該原子 が喪失した場合。 指針1 警戒事態を判断する E 原子炉の運転中に当該原子 が喪失した場合。 指針1 警戒事態を判断する E 原子炉の運転中に当該原子 場合。 場合。

修正前		修正後	備考
年立の原子炉の状態において本基準を適用する。 ・「非常用交流母線」とは、非常用交流高圧母線(1号機:11/C-1C、1D、1E、2号機:11/C-2C、2D、2E)をいう。 ・「非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーセル発電機、常設代替交流電源設備**3のうち、いずれか1つになった場合をいう。(試験、保守作業等計画的な場合を除く。) ・「全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機を除く。) ・「全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機を除く。) ・「全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機を除く。) ・「係子炉しから、電力系統(500kV 志賀中能登線、27kV 志賀原子力線、66kV 赤柱線)及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く。)からの電力を非常用交流母線へ供給する設備をいう。・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」(照射済燃料集合体が成子を設定値まで低下」とは、原子炉水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機は 12、6・2,040mm)に至った場合をいう。 ・「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部(有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう)か	頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう)から上方 6 メートルの水位 (1号機:NML-867mm、2号機: NML-1,017mm) に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置 (1号機:NML-0.5 m、2号機:NML-1.0 m)に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。ない。 20 をいる。 20 をでの原子炉の状態において本基準を適用する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子方線、66kv 赤住線)及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く。)からの電力を非常用交流母線へ供給する設備をいう。 ・「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」(照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合のみ)の場合をいう。 ・「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機は12(-943mm)、2号機は11.5(-2,040mm)に至った場合をいう。 ・「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、便用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料貯蔵ラック上端をいう)から上方 6メートルの水位 (1号機:NML-867mm、2号機:NML-1,017mm)に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、日盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の日盛位置(1号機:NML-0.5 m、2号機:NML-1.0 m)に達することを確認した場合にでしる。また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、日盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の日盛位置(1号機:NML-0.5 m、2号機:NML-1.0 m)に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。	原子力災害対策指針の緊急事態 区分を判断する基準等の解説 改定(2023年11月1日)のた
連絡すべき事象(警戒事態に該当する事象) 指針1 警戒事態を判断する EAL® 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源対しと部がりの電気の供給が停止した場合。 指針1 警戒事態を判断する EAL® 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低度用済燃料 で低下した場合。	当する事象 (警戒 対当する事象 (警戒 治において当該非 電源が 1 となる状 全ての非常用交流 と場合、又は外部電	指針1 警戒事態を判断する EAL® 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が 水位低設定値まで低下した場合。 指針1 警戒事態を判断する EAL② 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低 下した場合。	
# 中 / 略称	・ も は 機能 表 失 の お そ	AL29*1/ 停止中の原子炉冷却 機能の一部喪失 AL30*1/ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそ れ	
文を	なる。		

修正前	修正後	備考
解説 ・「使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない」とは、使用済 燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料貯蔵ラク上端をいう)から 上方 4 メートルの水位(1 号機:MML-2,867mm、2 号機: MA 2 3 等したり確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵フールの水位(1 号機:MML-2,867mm、2 号機: MML-3,017mm)に達すること」を使用済燃料貯蔵フール水位計、監 現力メラ等により確認した場合をいう。 主た、使用済燃料貯蔵フール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置(1 号機:MML-2,5 m、2 号機:NML-3,0 m)に達することを確認した場合に本事象に該当する と判断する。 なお、使用済燃料貯蔵フールの水位の維持・回復手段は、可機型設備を含む全ての設備を考慮する。 体部 所属できたいの設備を考慮する。 「一当該貯蔵ブールの水位を水位計・監視カメラ等の測定機器(可 機型設備を含むくの設備を考慮する。 ・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準 を適用する。 ・燃料被覆管障壁及は原子炉冷却断は別表 - 2 2 で判断する。 ・原子の所子炉の連転や制御室外操作壁室のいずれかの喪失又はその おそれが生した場合が本基準に該当する。 ・「中央制御室及び中央制御室外操作壁室」とは、中央制御室及び中央制御 を適開の上昇等により、運転目が中場がであるでできなくなる状況をいう。 ・「原子炉の連転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベル や空間の上昇等により、運転目の単作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射 線モンなにかいて高音響を (0.008m2vfl) が発生した場合又は室温の 生存等により運転員の操作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射 線モンなにかいて高音響を (0.008m2vfl) が発生した場合とはは電か 上昇等により運転員の操作に支障が生じていると判断した場合を いう。	(警戒体制発令基準) (4/6) 解説 「使用済燃料貯蔵ブールの水位が (14/6) ・「使用済燃料貯蔵ブールの水位が (14) ・ 「使用済燃料貯蔵ブールの水位が (14) ・ 「使用済燃料貯蔵ブールの水位 (14) ・ 上方4メートルの水位 (14) ・ 上方4メートルの水位 (14) ・ 上方は メートルの水位 (14) ・ 原子の水位 (14) ・ 原子の原子ができないう。 また、使用済燃料貯蔵ブール水位 が (14) を	原子力災害対策指針の改定(202年11月1日)のため
連絡すべき事象(響成事態に該当する事象) 指針5 警戒事態を判断する EML① 使用 済燃料 時 蔵 ブールの水位を 維持できない 場合、又は当該 貯蔵 ブールの水位を一定時間以 場合、又は当該 貯蔵 ブールの水位を一定時間以 よ別定できない場合。 に原子がある場合、又は、燃料被覆管障壁若し くは原子がある5場合、又は、燃料被覆管障壁若し くは原子がある5場合、又は、燃料被覆管障壁若し くは原子がある5場合、又は、燃料被覆管障壁若し 、は原子がある5場合、又は、燃料被覆管障壁若し 、は原子が必要の中央制御室外操作監室(実用発電用 原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電用 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電用 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電用 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電用 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電用 原子が及び中央制御室外操作監室(実用発電) 次第4項及び中央制御室外操作監室(実用発電) できた。100億子が可能性が生 する装置が施設された室本いう。以下同じ。)から の原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生 じた場合。	別表 - 1 警戒事態に該当する事象 (警報事態に該当する事象 (警報事態に該当する事象 (警報事態に該当する事象) 指針 5 監U① 使用 済 燃料 時	
区分	区分	

新学子の音楽 (全部なる形に対するなお) 19月70日代表が 18月2 -

修正前	修正後	備考
##552 ・ 「その他原子行施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、 プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような外的 な事象をいう。 ・ 「原子行施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射器が異生」 とは、原子行施設に影響を及ぼすこと等放射性物質が放出されうる状況 原子力事薬所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生」 とは、原子行施設に影響を及ぼした場合であって、野枠的意味において5μ3v/L に相当する放射線又は放射性物質が放出されうる状況 であると原子力防災管理者が判断した場合をいう。 は、同法第 43 条の 3の 8第 1 項の計 可(同法第 43 条の 3の 6 第 1 項票 場合に適用する。 ・ 可能の基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号)第 才でいるもの(以下「SA 設備」という。))の総称又は設備案を例示す に確定する。 野外運搬に係る事象等に関する命令をいう。	(第今の基準 (第2 緊急体制発令基準) (8 / 8) (4) (4) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	記載の適正化
等記事態に試当りる事象が原子炉施 等放射性物質又は放射線が 業所外へ放出され、又は放出 高事象が発生した場合。 2事象が発生した場合。 2をに類する事象の発生の際 2との放射線量が検出された 2とのが射線量が検出された 2とのが対射線量が検出された 2とかなす。 2に類する事象の発生の際 2の測定が困難である場合で 3とに類する事象の発生の際に、 3とが対する事象の発生の際に、 3とが対する事象の発生の際に、 3とが対する事象の発生の際に、 3とが対する事象の発生の際に、 2とみなす。 2に類する事象の発生の際に、 2に類する事象の発生の際に、 2に類する事象の発生の際に、 2に類する事象の発生の際に、 2に類する事象の発生の際に、 2に類する事象の発生の際に、 2に類する音像のとは、 2に対した場合に適用する。 2に対し、場合に適用する。 2にがない場合に適用する。 2に対象をできずを 2に対して、 2のが属施設の位置、構造及び 2に対し、 2のが属をは、 2に対しに割ずる。 2に対しに割ずる。 2に対しに割ずる。 2に対しに割ずる。 3に対し、 3に対し 3に対し、 3に対し 3に対し 3に対し 3に対し 3に対し 3に対し 3に対し 3に対し	区分	
を	区分 番号/略称 その他 GE55/ 音級 住民の避難を開始する 多必要がある事象発生	

	修正前	修正後	備考
--	-----	-----	----

別表-7 原子力防災資機材以外の資機材(1/4)

1. 発電所用

分類	名 称		数 量	保管場所	点検頻 度	点検項 目
既設設備電源の確	大容量電源車		2台	EL. 21m	1日/左	tóló Ara
保	低圧発電機		1台	EL. 30m	1回/年	機能
海水取水	水中ポンプ		1台	EL. 35m	1回/年	松公丘
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	低圧発電機		1台	EL. SOM	1 四/ 4	機能
大坪川ダム水取水	水中ポンプ		1台	大坪川	1 同 /年	機能
人坪川ダム水取水	低圧発電機		1台	ダム	1回/年	機肥
原子炉及び使用済 燃料貯蔵プール注 水	消防車		<u>2 台</u>	EL. 35m	1回/年	機能
	格納容器ベント弁		1式			
	駆動用予備ボンベ	2 号	1式	各原子炉 建屋	1回/年	員数·外観
格納容器ベントの	主蒸気逃がし安全弁	1号	1式			
信頼性向上	駆動用予備ボンベ	2 号	1式		1四/午	
	 低圧発電機	1号	1台	EL. 21m		機能
	似 工 光 电 (改	2 号	1台	EL, ZIII		
	原子炉補機冷却海水	1号	2 台			
	ポンプ予備電動機	2 号	2 台	防災資機 材		機能
	原子炉補機冷却水	1号	2 台	専用倉庫	1回/年	70爻月上
除熱機能回復	ポンプ予備電動機	2 号	2 台			
	原子炉補機冷却海水	1号	3 台		1 四/ 平	
	ポンプの代替ポンプ	2 号	4 台	EL. 35m		機能
	低圧発電機	1号	1台	EL. JUII		17交月七
	(代替ポンプ用)	2 号	1台			

別表-7 原子力防災資機材以外の資機材(1/4)

1. 発電所用

分類	名 称		数 量 <mark>*1</mark>	保管場所	点検頻 度	点検項 目
	大容量電源車		1台(1台)	EL. 21m		
既設設備電源の確保	高圧電源車		5台(1台)	EL. ZIII	1回/年	機能
	低圧発電機		1台	EL. 30m		
海水取水	水中ポンプ		1台	FI 91m	1 回/年	機能
一种小双八	低圧発電機		1台	EL. 21m	1四/十	70爻月匕
大坪川ダム水取水	水中ポンプ		1台	大坪川	1 回/年	機能
八叶川夕五小取小	低圧発電機		1台	ダム	1 四/ 井	7茂 托
原子炉及び使用済 燃料貯蔵プール注 水	消防車		2台(2台)	EL. 21m	1回/年	機能
	格納容器ベント弁	1号	1式			
	駆動用予備ボンベ	2 号	1式	各原子炉 建屋	1回/年	員数·外観
格納容器ベントの	主蒸気逃がし安全弁	1号	1式			
信頼性向上	駆動用予備ボンベ	2 号	1式		1四/平	
	 低圧発電機	1号	1台	EL. 21m		機能
	14年 电梯	2 号	1台	EL. ZIIII		10支出亡
	原子炉補機冷却海水	1号	2 台	防災資		
	ポンプ予備電動機	2 号	2 台	機材		機能
	原子炉補機冷却水	1号	2 台	専用倉		機能
[C-数	ポンプ予備電動機		2 台	庫	1回/年	
除熱機能回復	原子炉補機冷却海水	1号	3 台		I 비/ 꾸	機能
	ポンプの代替ポンプ	2 号	4 台	EL. 35m		
	低圧発電機	1号	1台	DD. 99III		10%, 115
	(代替ポンプ用)	2 号	1台			

※1: 資機材の数量は、規制法第43条の3の8第1項の許可前において、発電所の安全確保するための必要数量を示す。括弧書き()内は、予備数量を示す。 なお、資機材の予備数量は、修理、保守点検等により、予備数量未満になり得る。

記載の適正化(原子炉施設保安規 定で要求する資機材について,数 量の明確化)

修正前			修正後	发			備考
		別表 - 8	医療関	連資機材			原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実
	<u>分類</u>	<u>名 称</u>	<u>数量</u>	<u>保管場所</u>	<u>点検頻度</u>	<u>点検項目</u>	
		アンビューバック	1個	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
		<u>酸素ボンベ, 0₂バック</u>	1. 3 m ³	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
なし	医医	<u>ストレッチャー</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
	医療関連資機材	<u>バックボード</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
	機 材	バックボード用頸椎固定具	1個	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
		<u>担架</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	
		車いす	1台	緊急時対策棟	1回/年	<u>外観</u>	

修正前	修正後	備考
<u>別表-8</u> 原子力災害対策で使用する資料	<u>別表-9</u> 原子力災害対策で使用する資料	別表番号の変更
資 料 名	資 料 名	
1. 発電所周辺地図	1. 発電所周辺地図	
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)※1	① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)※1	
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)※1	② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)※1	
2. 発電所周辺航空写真パネル ※1	2. 発電所周辺航空写真パネル ※1	
3. 発電所気象観測データ	3. 発電所気象観測データ	
① 統計処理データ	① 統計処理データ	
② 毎時観測データ	② 毎時観測データ	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	
① 空間線量モニタリング設備配置図	① 空間線量モニタリング設備配置図	
② 環境試料サンプリング位置図	② 環境試料サンプリング位置図	
③ 環境放射線モニタリング測定データ	③ 環境放射線モニタリング測定データ	
5. 発電所周辺人口関連データ	5. 発電所周辺人口関連データ	
① 方位別人口分布図	① 方位別人口分布図	
② 集落の人口分布図	② 集落の人口分布図	
③ 市町村人口表	③ 市町村人口表	
6. 主要系統模式図	6. 主要系統模式図	
7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2	7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2	
8. 系統図及び発電所施設の配置図	8. 系統図及び発電所施設の配置図	
① 系統図	① 系統図	
② 発電所施設の配置図 ※1、2	② 発電所施設の配置図 ※1、2	
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図	
10. プラント主要設備概要	10. プラント主要設備概要	
11. 原子炉安全保護系シーケンス	11. 原子炉安全保護系シーケンス	
12. 規定類	12. 規定類	
① 原子炉施設保安規定 ※1、2	① 原子炉施設保安規定 ※1、2	
② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2	② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2	
③ 事故時運転操作要領	③ 事故時運転操作要領	
子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料	※1 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料	
災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
提出する資料	大臣に提出する資料	

	修正前		修正後	備考
	別表-9 緊急時対策所		別表-10 緊急時対策所	別表番号の変更
場所(床面積)	緊急時対策棟(約3,850 m³) (拠点位置を別図-10に示す。)	場所(床面積)	緊急時対策棟(約3,850 m²) (拠点位置を別図-10に示す。)	
耐地震	免震構造	耐地震	免震構造	
耐津波	EL. 約 21 m	耐津波	EL. 約 21 m	
耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能	耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能	
	自家発電設備(ガスタービン発電機)		自家発電設備 (ガスタービン発電機)	
燃料 (軽油)	タンク容量 80k0	燃料(軽油)	タンク容量 80k0	
		1		

Ģ				
<u> </u>	<u> </u>	<u>5</u>	<u>別表-11</u> 原子力本部総本部室	別表番号の変更
場所(床面積)	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内(約820㎡*) ※緊急時対策室約90㎡+会議室他約730㎡ (拠点位置を別図-11に示す。)	場所(床面積)	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内(約820㎡*) ※緊急時対策室 約90㎡+会議室他 約730㎡ (拠点位置を別図-11に示す。)	
耐地震	建築基準法の 1.25 倍の耐震性	耐地震	建築基準法の 1.25 倍の耐震性	
耐津波	EL. 約 4m	耐津波	EL. 約 4m	
耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本 部を移転する。	耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本 部を移転する。	
非常用電源	非常用発電機	非常用電源	非常用発電機	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	
弋替場所		代替場所		
場所(床面積)	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内(約830㎡*) ※大ホール 約380㎡+執務室他 約450㎡ (拠点位置を別図-11に示す。)	場所(床面積)	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内(約830㎡*) ※大ホール 約380㎡+執務室他 約450㎡ (拠点位置を別図-11に示す。)	
耐地震	一般建築物相当の耐震性	耐地震	一般建築物相当の耐震性	
耐津波	EL. 約 26 m	耐津波	EL. 約 26 m	
非常用電源	非常用発電機	非常用電源	非常用発電機	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	

修正前	修正後	備考

<u>別表-11</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補(1/2)

1. 北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園

-	
所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地
7月1年地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 25km
敷地面積	利用予定面積:約 29,000 ㎡
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
2. 10 lb	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

2. 北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地

if 左 lin	石川県羽咋市石野町ト20番3
所在地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南 約 19km
敷地面積	利用予定面積:約3,680 m²
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
2. 1/h	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

3. 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾電力部

55 to 14h	石川県七尾市本府中町ル28-1
所在地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 21km
敷地面積	利用予定面積:駐車場 約 125 m²
郑 坦 岨 惧	3 階 約 320 ㎡
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
2 0 lh	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

4. 北陸電力株式会社 七尾支店

所在地	石川県七尾市三島町61-7
別住地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 21km
敷地面積	利用予定面積:駐車場 約800 m²
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
7- 10 lih	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

<u>別表-12</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補(1/2)

1. 北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園

 所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地
月11年地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 25km
敷地面積	利用予定面積:約 29,000 ㎡
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
て 77世	調達

2. 北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地

所在地	石川県羽咋市石野町ト20番3
	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南 約 19km
敷地面積	利用予定面積:約3,680 m²
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
2 0 ly	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

3. 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾電力部

 所在地	石川県七尾市本府中町ル28-1
別往地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 21km
敷地面積	利用予定面積:駐車場 約 125 m²
郑 坦 岨 慎	3 階 約 320 ㎡
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
*C V / TE	調達

4. 北陸電力株式会社 七尾支店

所在地	石川県七尾市三島町61-7
	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	東 約 21km
敷地面積	利用予定面積:駐車場 約800 m²
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
	調達

別表番号の変更

1.6x >\triangle	修正後	/
11念 IE BII	修正備	1
修止則	<u> </u>	νπ ² σ

別表-11 原子力事業所災害対策支援拠点の候補(2/2)

5. 北陸電力送配電株式会社 中能登変電所

所在地	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3
別	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南東 約 12km
敷地面積	利用予定面積:約1,100 m²
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
2. 0. lih	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

6. 北陸電力送配電株式会社 新能登変電所

元 左 44	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1
所在地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南東 約 18km
敷地面積	利用予定面積:約1,000 m²
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
7. 10 lb	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

7. 北陸電力株式会社 羽咋栗生資材置場

所在地	石川県羽咋市栗生町ケ1番6, キ52番3
別 往 地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南南東 約 20km
敷地面積	利用予定面積:約600 m²
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
7. 0. lih	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
その他	調達

備考:事故の状況等によっては上記以外の自社施設や公共施設を使用する場合が ある。

<u>別表-12</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補(2/2)

5. 北陸電力送配電株式会社 中能登変電所

武大州	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3
所在地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南東 約 12km
敷地面積	利用予定面積:約1,100 m ²
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
て り 他	調達

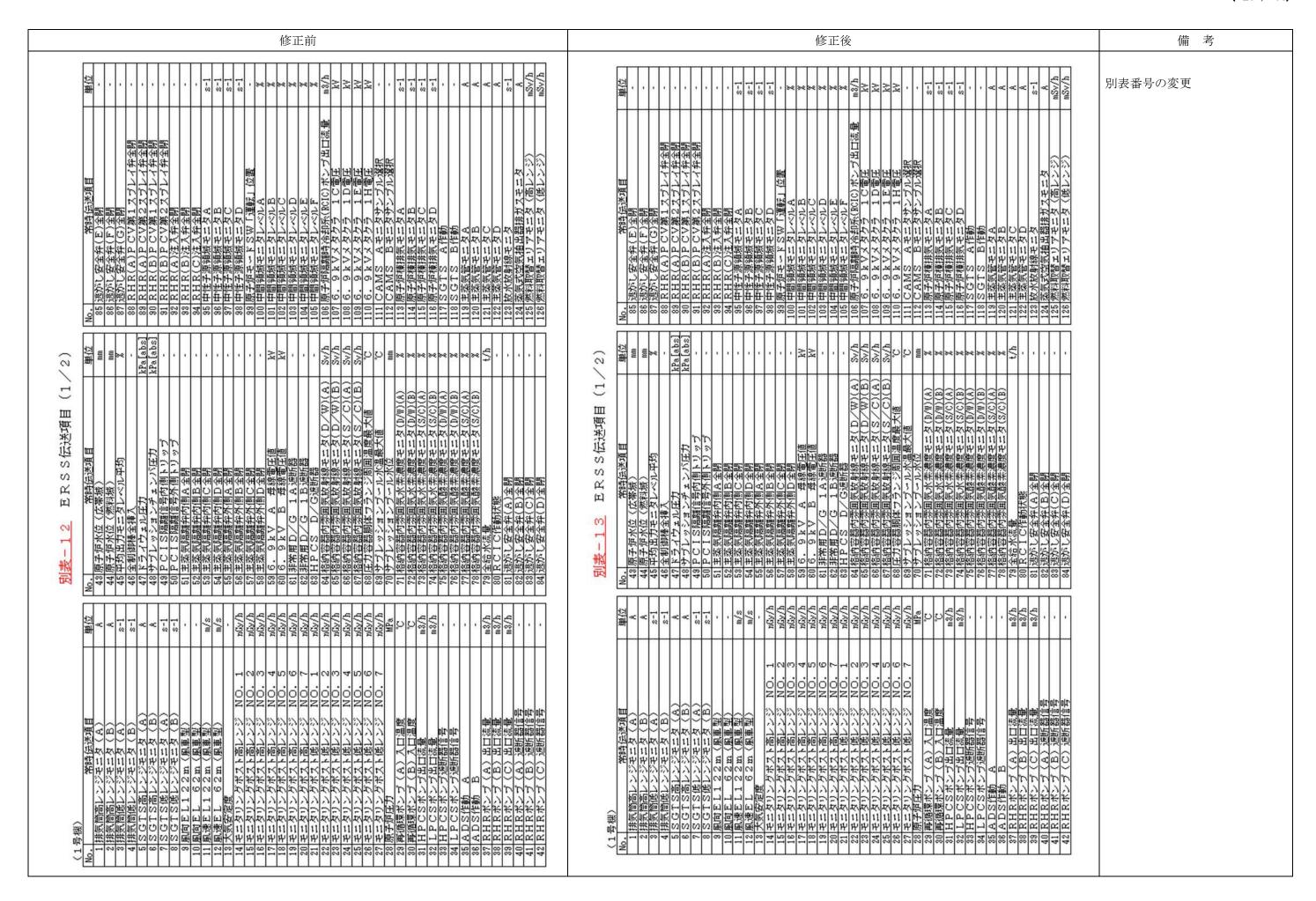
6. 北陸電力送配電株式会社 新能登変電所

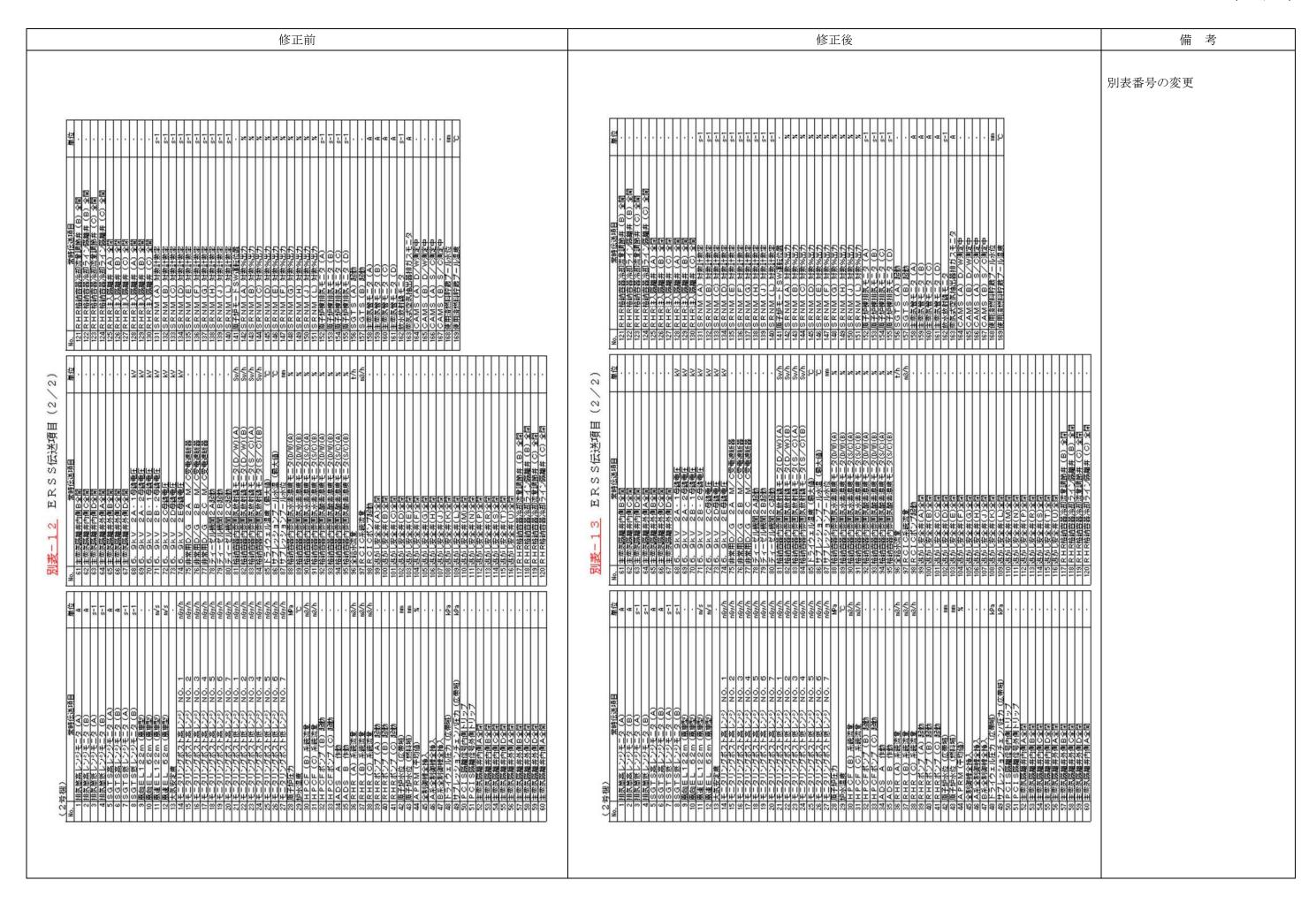
 所在地	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1
月 在 地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南東 約 18km
敷地面積	利用予定面積:約1,000 m²
非常用電源	可搬型発電機 (外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
	調達

7. 北陸電力株式会社 羽咋栗生資材置場

武士地	石川県羽咋市栗生町ケ1番6, キ52番3
所在地	(拠点位置を別図-11に示す。)
発電所からの方位、距離	南南東 約 20km
敷地面積	利用予定面積:約600 m²
非常用電源	可搬型発電機(外部より調達)
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より
てり他	調達

備考: 事故の状況等によっては上記以外の自社施設や公共施設を使用する場合が ある。





<u>別表-13</u> 原子力緊急事態支援組織(1/2)

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要員数	2 1名 (所長、支援組織要員)

2. 平常時の主な業務

姿機材の集中 管理	保有资機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
姿機材の機能 向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上 に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要 員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・ 頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓 練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、姿機材の提供時の発災 事業者との連携対応と姿機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善 事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の 連絡体制	1 〇条通報 ・支援要請	出動 指示
24 時間 365 日 オンコール	発災事業者※ 人	P) 支援組織長 日) 連絡当番者 支援組織要員
[体制	状況報告 ※発災事業者:特定事象が発生し	た原子力事業所を保有する事業者
発災事業者へ の支援内容	備を実施した後、要員を派遣する ・支援組織から原子力事業所災害勢の輸送は、陸路による複数ルートに応じた最適なルートにて行う。 原子力事業所災害対策支援拠点が 原子力事業所災害対策支援拠点が 送する。 ・発災事業者の災害現場におけるが 援活動を行う。また、同災害現場 セスルートの確保作業の支援活動を ・支援組織の活動に必要な範囲での 活動を行う。	り 対策支援拠点等の輸送先施設までの姿機材 へのうちから出動時の状況(災害、天候等) なお、状況に応じてヘリコプターによる 等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 から発災事業者の災害現場まで資機材を推 放射線量をはじめとする環境情報収集の支 場における作業を行う上で必要となるアク 動を行う。 の、放射性物質の除去等の除染作業の支援 業者が設置する災害対策本部と連携した支

別表-14 原子力緊急事態支援組織(1/2)

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要負数	21名(所長、支援組織要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中 管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上
向上及び拡充	に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要 員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター・ 頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓 練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の 連絡体制	1 0条通報 · 支援要請	出動 指示
24 時間 365 日 オンコール 体制	発災事業者** ◢___	支援組織長 支援組織要員 支援組織要員
	※発災事業者:特定事象が発生した	原子力事業所を保有する事業者
発災事業者へ の支援内容	備を実施した後、要員を派遣する。 ・ 支援組織から原子力事業所災害対抗 の輸送は、陸路による複数ルートの に応じた最適なルートにで行う。 原子力事業所災害対策支援拠点等の 原子力事業所災害対策支援拠点から 送する。 ・ 発災事業者の災害現場における放射 援活動を行う。また、同災害現場 セスルートの確保作業の支援活動を 支援組織の活動に必要な範囲での、 活動を行う。	策支援拠点等の輸送先施設までの資機材 のうちから出動時の状況(災害、天候等) なお、状況に応じてヘリコブターによる の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ら発災事業者の災害現場まで資機材を搬 射線量をはじめとする環境情報収集の支 における作業を行う上で必要となるアク を行う。 放射性物質の除去等の除染作業の支援 者が設置する災害対策本部と連携した支

修正前	修正後	備考

別表-13 原子力緊急事態支援組織(2/2)

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない 場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)	6台	
遠隔操作	中型ロボット(障害物撤去用)	2台	
資機材	無線重機(屋外のがれき等の撤去用)	3台	
	無線へリコプター (高所からの偵察)	2台	
	放射線防護用資機材	1式	7次484十
現地活動用	放射線管理、除染用資機材	1式	- 資機材 - 保管庫・車庫棟
資機材	作業用資機材	1式	一体官庫・半庫休
	一般資機材	1式	
fan + cct	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)	2台	
搬送用	大型トラック(重機搬送)	2台	
車両	中型トラック(ロボット搬送等)	8台	

別表-14 原子力緊急事態支援組織(2/2)

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない 場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
	小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)	6台	
遠隔操作	中型ロボット(障害物撤去用)	2台	
資機材	無線重機(屋外のがれき等の撤去用)	3台	
	無線ヘリコブター(高所からの偵察)	2台	
	放射線防護用資機材	1式	`*******
現地活動用	放射線管理、除染用資機材	1式	資機材 // // // // // // // // // // // // //
資機材	作業用資機材	1式	保管庫・車庫棟
	一般資機材	1式	
WC-X EE	ワゴン車(要員・軽資機材搬送)	2台	
搬送用	大型トラック (重機搬送)	2台	
車両	中型トラック(ロボット搬送等)	8台	

修正前	修正後	備考
	別表 - 1 5 原子力安全研究協会 1. 原子力安全研究協会の概要 名 称 公益財団法人 原子力安全研究協会 所 在 地 東京都港区新橋五丁目18番7号6	原子力規制庁からの指導により原子力災害医療活動の記載充実
	2. 平常時の主な業務 医師等の (持機等) 災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。 原子力事業 者との連携 災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的(1回/年)に実施する。 原子力防災 訓練への協力 原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手 設の確認に関する改善事項を確認する。	
なし	3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容 原子力災害 医療支援要請 近子力災害 医療支援要請 近子力 安全研究協会 原子力 安全研究協会 医師等の要員 状況報告 ※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 ・ 本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。	
	の支援内容 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 4. 保有資機材一覧 原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。 分類 名 称 数量 医療用資機材 1式 現地活動用 通信用資機材 1式	
	資機材 放射線管理資機材 1式 一般資機材 1式	

	修正前		修正後	備考
別表-14	4 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表-1 (5 原子力防災組織業務の一部を委託するもの	別表番号の変更
法人の名称	北電産業株式会社	法人の名称	北電産業株式会社	
主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	
業務の範囲及び実施方法	 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 消防車等への燃料補給に関する事項 	業務の範囲及び実施方法	 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 消防車等への燃料補給に関する事項 	
法人の名称	日本原子力発電株式会社	法人の名称	日本原子力発電株式会社	
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号	
業務の範囲及び実施方法	 美浜原子力緊急事態支援センター(福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36) が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 	業務の範囲及び実施方法	 美浜原子力緊急事態支援センター(福井県三方郡美浜町久々子38号36)が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	

修正前		修正後		備考
<u>別表 - 15</u> 緊急事態応急対策にお	ける原子力防災要員の派遣	<u>別表-17</u> 緊急事態応急対策にお	ける原子力防災要員の派遣	別表番号の変更
オフサイトセンターにおける業務に関する事	A	<オフサイトセンターにおける業務に関する事	DSVS	1
原子力防災組織	派遣人数	原子力防災組織	派遣人数	
本部長代理又は副本部長	1人	本部長代理又は副本部長	1人	
情報班	5人	情報	5人	
広報班	2人	広報班	2人	
プラント班	1人	プラント班	1人	
緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及	び汚染除去に関する事項>[石川県派遣]	<緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及	バ汚染除去に関する事項> [石川県派遣	1
原子力防災組織	派遣人数	原子力防災組織	派遣人数	
復旧班		復旧班	1 2 人	
放射線管理班	1 2人	放射線管理班	1200	

	正前	修正後	<u> </u>	備考
別表 - 1 6 緊急事態応急対策	策における災害対策班員の派遣	別表-18 緊急事態応急対策	こおける災害対策班員の派遣	別表番号の変更
オフサイトセンターにおける業務に関する	事項>	<オフサイトセンターにおける業務に関する事	項>	
災害対策組織	派遣人数	災害対策組織	派遣人数	
原子力班	1人	原子力班	1人	
図急時環境放射線エニタリング。 汚染検査	及び汚染除去に関する事項> [富山県派遣]	<緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及	び汚染除去に関する事項>[富山県派遣]	
災害対策組織	派遣人数	災害対策組織	派遣人数	
原子力情報班	2人	原子力情報班	2人	
原子力規制庁緊急時対応センターにおける 災害対策組織	業務に関する事項> 派遣人数	<原子力規制庁緊急時対応センターにおける業 災害対策組織	務に関する事項 <i>></i> 派遣人数	
原子力班	2人	原子力班	2人	

	修正前			修正後		備考
	表 - 17 緊急事態応急対策において貸与			表 - 1 9 緊急事態応急対策において貸与 射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関す		別表番号の変更
時環境放 貸与先	射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関す 名 称	る事項> 数 量	貸与先	お 称 名 称	数量	
A 7/6	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台		γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	
	積算線量計	100台		積算線量計	100台	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台		表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	
石川県	個人用線量計	3 0台	石川県	個人用線量計	30台	
H, DK	ダストサンプラ	2台		ダストサンプラ	2 台	
	モニタリングカー	1台		モニタリングカー	1台	
	サーベイカー	2台		サーベイカー	2台	
N 2 E2	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	学 儿	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	
富山県	サーベイカー	1台	富山県	サーベイカー	1台	

修正前		修正	備考	
別表 - 18 原子力災害事後対策	策における原子力防災要員の派遣	別表 - 20 原子力災害事後対策	における原子力防災要員の派遣	別表番号の変更
広報活動に関する事項>		<広報活動に関する事項>		
原子力防災組織	派遣人数	原子力防災組織	派遣人数	
広報班	1人	広報班	1人	
緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査	E及び汚染除去に関する事項> [石川県派遣]	<緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査)	及び汚染除去に関する事項>[石川県派遣	<u>*</u>]
原子力防災組織	派遣人数	原子力防災組織	派遣人数	
復旧班		復旧班	(1987-1986 - 1987-1994-1975).	1
放射線管理班	12人	放射線管理班	1 2人	

修正前		修正後		備考
別表 - 19 原子力災害事後対策	策における災害対策班員の派遣	別表 - 21 原子力災害事後対	策における災害対策班員の派遣	別表番号の変更
報活動に関する事項>		<広報活動に関する事項>		
災害対策組織	派遣人数	災害対策組織	派遣人数	
原子力班	1人	原子力班	1人	
急時環境放射線モニタリング、汚染検査	及び汚染除去に関する事項>[富山県派遣]	<緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査	及び汚染除去に関する事項>[富山県派遣	<u>,</u>
災害対策組織	派遣人数	災害対策組織	派遣人数	
原子力情報班	2人	原子力情報班	2人	
災害対策組織 原子力班	派遣人数 2人	災害対策組織 原子力班	派遣人数 2人	
		災害対策組織	派遣人数	
		White 1 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	-/\	

	<u>- 2 0</u> 原子力災害事後対策において貸与					
		する原子力防災資機材等	別書	<mark>表−22</mark> 原子力災害事後対策において貸与	まする原子力防災資機材等	別表番号の変更
貸与先	線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関す		<緊急時環境放	射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関す	る事項>	<u></u>
	名 称	数量	貸与先	名 称	数 量	
	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台		γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	
	積算線量計	100台		積算線量計	100台	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台		表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	1
石川県	個人用線量計	3 0 台	石川県	個人用線量計	30台	Ш
	ダストサンプラ	2台		ダストサンプラ	2台	
	モニタリングカー	1 台		モニタリングカー	1台	Ш
	サーベイカー	2台		サーベイカー	2台	Ш
富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	
шил	サーベイカー	1 台		サーベイカー	1台	

	修正前		修正後		
	原子力防災要員及び災害対策班員の派遣 F機材の貸与	<u>別表 - 23</u> 他の原子力事業者への原子 並びに資機		別表番号の変更	
項目	人数・貸与数	項目	人数・貸与数	1	
要員・班員	15人	要負・班負	15人	1	
GMサーベイメータ	1 2 台	GMサーベイメータ	1 2台	1	
「a I シンチレーションサーベイメータ	1台	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1	
維箱サーベイメータ	1 台	電離箱サーベイメータ	1台	1	
ストサンプラ	2台	ダストサンプラ	2台	1	
報付ポケット線量計	5 0 個	警報付ポケット線量計	5 0 (8	1	
線量対応防護服	1 0着	高線量対応防護服	1 0 着	1	
面マスク	5 0 個	全面マスク	5 0 (8	1	
イベックスーツ	1,000着	タイベックスーツ	1,000着	1	
ム手袋	2,000双	ゴム手袋	2,000双]	
へい材	100台	遮へい材	100台	1	
ニタリングカー	1 台	モニタリングカー	1台	1	
e 半導体検出装置	1台	Ge半導体検出装置	1台]	
ホールボディカウンタ	1台	ホールボディカウンタ	1台	1	

別表-22 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準

プラ	ラントバラメータ	燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
		有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	_
		水位不明	水位不明	_
	原子炉水位	有効燃料長の		
次		2/3 炉水位未満	-	-
次系		(L-0未満)		
	原子炉圧力	-	-	運転禁止領域
	その他	_	非常用原子炉減圧	_
	रणाष्ट	_	操作の実施	
			圧力高設定点以上	最高使用圧力以上
	格納容器圧力	-	1 号機:13.7kPa	1 号機:427kPa
			2号機:13.7kPa	2号機:310kPa
	格納容器温度			最高使用温度以上
		-	-	1号機:171℃
				2号機:171℃
	サブレッショ	_	_	運転禁止領域
	ンプール水温	- 1101	~-911	ATTAIN PROM
P C	格納容器放射	燃料被覆管損傷と判断す		
ĭ	線モニタ	る基準値を超えた場合	指示値の有意な上昇	-
	100000	(AMG 導入条件)		
	格納容器雰囲			燃焼が発生するガス濃度
	気(ガス)モニ	-	-	以上(水素 4%、酸素 5%
	タ			以上)
			_	非常用格納容器
	その他		그램	ベントの実施
	CONE	_	_	隔離失敗により環境に
				繋がる経路の形成。
3₽	建屋雰囲気		基準温度(系統隔離温度)	基準温度(系統隔離温度)
建屋	モニタ	-	以上で隔離失敗又は	以上で隔離失敗又は
			隔離後基準温度以上	隔離後基準温度以上

: 喪失のおそれ、: : 喪失

別表-24 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準

プラ	ナントバラメータ	燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
		有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	_
		水位不明	水位不明	_
一次系	原子炉水位	有効燃料長の 2/3 炉水位未満 (L-O未満)	-	-
	原子炉圧力	=	-	運転禁止領域
	その他	-	非常用原子炉減圧 操作の実施	-
	格納容器圧力	-	圧力高設定点以上 1 号機: 13.7kPa 2 号機: 13.7kPa	最高使用圧力以上 1 号機: 427kPa 2 号機: 310kPa
	格納容器温度	-	-	最高使用温度以上 1号機:171℃ 2号機:171℃
	サブレッショ ンブール水温	-	-	運転禁止領域
P C V	格納容器放射線モニタ	燃料被覆管損傷と判断する基準値を超えた場合 (AMG 導入条件)	指示値の有意な上昇	-
	格納容器雰囲 気(ガス)モニ タ	-	-	燃焼が発生するガス濃度 以上(水素 4%、酸素 5% 以上)
	7 64	-	-	非常用格納容器 ベントの実施
	その他	-		隔離失敗により環境に 繋がる経路の形成。
建屋	建屋雰囲気	-	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上

: 喪失のおそれ、 : 喪失

[※] 隔離弁の下流が環境に繋がる経路がある系統(試料採取系、不活性ガス系、放射性ドレン移送系等)の隔離失敗、又は IS-LOCA 事象・PCV バウンダリ配管の損傷等により環境中への流出経路が形成された場合

[※] 隔離弁の下流が環境に繋がる経路がある系統(試料採取系、不活性ガス系、放射性ドレン移送系等)の隔離失敗、又は IS-LOCA 事象・PCV バウンダリ配管の損傷等により環境中への流出経路が形成された場合

修正前				修正後				
	別表-23	安全機器等	一覧(1/2)		別表 - 25	安全機器等	一覧(1/2)	別表番号の変
(1号機)	T	I		(1号機)		404.00	LI	_
要求される機能	安全機器等	機器	重要区域	要求される機能	安全機器等	機器	重要区域	
高圧の非常用炉心		ポンプ	[R/B B2F] RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心	*****	ポンプ	[R/B B2F]RCICポンプ室	_
冷却	HPCS		[R/B B2F]HPCS ポンプ室	冷却	HPCS		[R/B B2F]HPCS ポンプ室	
残留熱除去	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	残留熱除去	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	
		熱交換器	[R/B 1F]RHR 熱交換器(A)室	.		熱交換器	[R/B 1F]RHR 熱交換器(A)室	
	RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室		RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室	
			[R/B 1F]RHR 熱交換器(B)室				[R/B 1F]RHR 熱交換器(B)室	
低圧の非常用炉心	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	低圧の非常用炉心	RHR(A)	ボンブ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	
冷却	RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室	冷却	RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室	
	RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室		RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室	
	LPCS		[R/B B2F]LPCS ポンプ室		LPCS		[R/B B2F]LPCS ポンプ室	
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 1F]HCU(A)、(B)エリア	原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 1F]HCU(A)、(B)エリア	
	CRD	ポンプ	[R/B B2F]CRD ポンプ室		CRD	ポンプ	[R/B B2F]CRD ポンプ室	
直流電源(充電器)	115V 充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品(A)室	直流電源(充電器)	115V 充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品(A)室	
	115V 充電器盤	1	[R/B B1F]計装用電気品(B)室	7	1157 充電器盤		[R/B B1F]計装用電気品(B)室	
	(B)、115V 予備充				(B)、115V 予備充			
	電器盤				電器盤			
直流電源(バッテ	直流 115V 系蓄電	バッテリ	[R/B B1F]115V バッテリ(A)室	直流電源(バッテ	直流 115V 系蓄電	バッテリ	[R/B B1F]115V バッテリ(A)室	
リ)	池(A)		20,000	リン	池(A)			
	直流 115V 系蓄電	1	[R/B B1F]115V バッテリ(B)室	7	直流 115V 系蓄電		[R/B B1F]115V バッテリ(B)室	
	池(B)				池(B)			
交流電源(非常用	M/C 1C, P/C 1C	盤	[R/B B2F]非常用電気品(A)室	交流電源(非常用	M/C 1C, P/C 1C	盤	[R/B B2F]非常用電気品(A)室	
母線)	M/C 1D, P/C 1D	1	[R/B B2F]非常用電気品(B)室	母線)	M/C 1D, P/C 1D]	[R/B B2F]非常用電気品(B)室	
	M/C 1H	1	[R/B B1F]非常用電気品(HPCS)室	1 L	M/C 1H		[R/B B1F]非常用電気品(HPCS)室	
交流電源(D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 1F]D/G(A)室	交流電源 (D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 1F]D/G(A)室	
ene strans se 1857 v. do 3. "255" i	D/G(B)	(100 m (100 m)	[R/B 1F]D/G(B)室	1	D/G(B)		[R/B 1F]D/G(B)室	
	D/G(HPCS)	1	[R/B 1F]HPCS D/G室	1	D/G(HPCS)	1	[R/B 1F]HPCS D/G室	
中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室	中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室	
燃料プール水補給	FPC	ポンプ	[R/B 2F]FPC ポンプ室	燃料プール水補給	FPC	ポンプ	[R/B 2F]FPC ポンプ室	
		熱交換器	[R/B 3F]FPC 熱交換器室			熱交換器	[R/B SF]FPC 熱交換器室	
	MUWF	ポンプ	[R/B B2F]MUWFポンプエリア	1	MUWF	ボンブ	[R/B B2F]MUWF ポンプエリア	
	MUWC	ポンプ	[T/B B2F]MUWC ポンプエリア	 	MUWC	ポンプ	[T/B B2F]MUWCポンプェリア	

修正前 修正後 備考 別表-25 安全機器等一覧(2/2) 別表-23 安全機器等一覧(2/2) 別表番号の変更 (2号機) ⊕ (2号機) 要求される機能 安全機器等 重要区域 機器 要求される機能 安全機器等 機器 重要区域 高圧の非常用炉心 RCIC ポンプ [R/B B2F] RCIC ポンプ室 ポンプ [R/B B2F] RCIC ポンプ室 高圧の非常用炉心 RCIC HPCF(B) [R/B B2F]HPCF ポンプ(B)室 冷却 [R/B B2F]HPCF ポンプ(B)室 冷却 HPCF(B) HPCF(C) [R/B B2F]HPCF ポンプ(C)室 HPCF(C) [R/B B2F]HPCF ポンプ(C)室 残留熱除去、低圧 RHR(A) ポンプ [R/B B2F]RHR ポンプ(A)室 残留熱除去、低圧 RHR(A) ポンプ [R/B B2F] RHR ポンプ(A)室 の非常用炉心冷却 RHR(B) 熱交換器 の非常用炉心冷却 熱交換器 [R/B B2F]RHR ポンプ(B)室 RHR(B) [R/B B2F] RHR ポンプ(B)室 RHR(C) [R/B B2F]RHR ポンプ(C)室 RHR(C) [R/B B2F] RHR ポンプ(C)室 原子炉停止 HCU 原子炉停止 HCU [R/B B2F]西側、東側HCU室 ユニット [R/B B2F]西側、東側HCU室 ユニット FMCRD 盤 [R/B 4F] 北側、南側 FMCRD 制御盤室 [R/B 4F] 北側、南側 FMCRD 制御盤室 FMCRD 直流電源(充電器) 115V 非常用充電 盤 直流電源(充電器) 115V 非常用充電 盤 [R/B B1F]計装用電気品室(区分 I) [R/B B1F]計装用電気品室(区分 I) 器盤(A) 器盤(A) 115V 非常用充電 [R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅱ) 115V 非常用充電 [R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅱ) 器盤(B)、 器盤(B)、 115V 予備充電器 115V 予備充電器 盤(A)·(B) 盤(A)·(B) [R/B B1F]計装用電気品室(区分皿) 115V 非常用充電 115V 非常用充電 [R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅲ) 器盤(C) 器盤(C) 1157 予備充電器 [R/B B1F]計装用電気品室(区分IV) 1157 予備充電器 [R/B B1F]計装用電気品室(区分IV) 盤(C)·(D) 盤(C)·(D) 直流電源 (バッテ 115V バッテリ区 バッテリ [R/B B1F]115V バッテリ室(区分I) 直流電源 (バッテ 115V バッテリ区 バッテリ [R/B B1F]115V バッテリ室(区分 I) リ) 分I 1157 バッテリ区 [R/B B1F]115V バッテリ室(区分II) 1157 バッテリ区 [R/B B1F]115V バッテリ室(区分Ⅱ) 分Ⅱ 分Ⅱ 1157 バッテリ区 [R/B B1F]115V バッテリ室(区分皿) 1157 バッテリ区 [R/B B1F]115V バッテリ室(区分皿) 分皿 分皿 交流電源 (非常用 M/C 2C、P/C 2C1 盤 [R/B 1F]非常用電気品(A)室 交流電源 (非常用 M/C 2C、P/C 2C1 盤 [R/B 1F]非常用電気品(A)室 母線) M/C 2D, P/C 2D1 [R/B 1F]非常用電気品(B)室 母線) M/C 2D, P/C 2D1 [R/B 1F]非常用電気品(B)室 M/C 2E, P/C 2E1 [R/B 1F]非常用電気品(C)室 M/C 2E, P/C 2E1 [R/B 1F]非常用電気品(C)室 交流電源(D/G) D/G(A) 発電機 [R/B 2F]D/G(A)室 交流電源(D/G) D/G(A) 発電機 [R/B 2F]D/G(A)室 D/G(B) [R/B 2F]D/G(B)室 D/G(B) [R/B 2F]D/G(B)室 D/G(C) [R/B 2F]D/G(C)室 D/G(C) [R/B 2F]D/G(C)室 中央制御室 [R/B 2F]中央制御室 中央制御室 [R/B 2F]中央制御室 燃料ブール水補給 FPC ポンプ [R/B 3F]FPCポンプ室、FPC熱交換器室 燃料ブール水補給 FPC ポンプ [R/B 3F] FPC ポンプ室、FPC 熱交換器室 熱交換器 熱交換器 SPCU ポンプ [R/B B2F]SPCUポンプ室 SPCU ポンプ [R/B B2F]SPCUポンプ室 MUWC ボンブ [R/B B2F]MUWCポンプ室 MUWC ポンプ [R/B B2F]MUWCポンプ室

修正前	修正後	備考
様式7	様式7	原子力規制庁からの要請による 変更(地震加速度を記載可能なよ
警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)	警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)	うに変更、トリップ値を追記)
Ye 月 日 原子力規制委員会 殿 連絡者名 連絡者名 連絡 生 整戒事態該当事象連絡 連絡 生 整戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。	Par	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	数定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他() 原子炉の運転状態 接生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止失敗) 接生物(運転中、起動操作中、停止操作中、停止失敗) 日本た 放射性物 質の状況、主な施 確認中、変化なし、変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり(最大値: μGy/h→ μGy/h、No.) その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報 (当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上**の地震が発生した場合) ※当は原来事態は参考の発生に関していると思わた登場は、農庫により計算機能による場所地震的機能を見替しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	

修正前	修正後	備考
修正前 様式8	禁戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報) 年 月 日 原子力規制委員会 殿 連絡者名 連絡者名 連絡者名 連絡 先 原子力等業所の名称 石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所 客戒事態該当事象の発生箇所(注1) 客戒事態該当事象の発生箇所(注1) 客戒事態該当事象の発生時刻(注1) 客戒事態該当事象の種類(注1) (対応日時、対応の概要)	備 考 原子力規制庁からの要請による 変更(地震加速度を記載可能なよ うに変更、トリップ値を追記)
	発生事象と対応の概要 (注2) (注3) (注2) (注3) (清4) (注4) (注4) (注4) (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大的止措置等の時刻、緩所、内容について発生時刻順に記載する。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生簡所、発生時刻、緩脈、内容について発生時刻順に記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大的止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 当該原子力事業所所在市計において、選度 6 銀以上の地震が発生した場合、注意選底によらす警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、計測機度計の加速度 801 数 (水平方向、鉛直方向) 空記入する。 (注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状况等について記載する。 (参考) 計測機度計(1 号機原子/戸建屋地下 2 階)とは異なる原子/戸保護用地震計により原子/戸自動停止となる保安規定設定値は	

修正前				修正後		
		様式9				
					様式9	原子力規制庁からの要請によ
				特定事象発生通報(原子原		
	特定事象発生通報(原子版	STATESTED CONTROL STATES		THE PARTIE WATER	年月日	変更(地震加速度を記載可能な
		年月日	内閣総理大臣、原	子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、	MIPS SOURCE TRANSPORT MANUAL TO THE PARTY TO	うに変更、トリップ値を追記)
内閣総理大臣、原子	了力規制委員会、石川県知事、志賀町長、		第10条通	段 □第 10 条事象発生	通報者名	
第10条通報	□第10条事象発生	通報者名		□第 15 条事象発生 ついて、原子力災害対策特別措置法第 10:	連絡先	
70 T 0 70 M	□□□第15条事象発生	連絡先		「石川県羽咋郡志賀町赤住1番地	未第1項の規定に盛りき週報しより。	
特定事象の発生につ	いて、原子力災害対策特別措置法第 10	条第1項の規定に基づき通報します。	及び場所	北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	Γ	
	石川県羽咋郡志賀町赤住1番地		特定事象の発生箇所 特定事象の発生時刻		分(24時間表示)	
び場所	北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	î .	刊是爭家の光工門列	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準	
定事象の発生箇所	志賀原子力発電所 号機			*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
定事象の発生時刻	年 月 日 時	分(24時間表示)			*□GE03·SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇		*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線 の放出	*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線 の異常放出	
	The company of the co	*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出		*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性	*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性	
	*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線	*□GE03·SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線		物質の放出 *ロSE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	物質の異常放出 *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	
	の放出 *□SEO5 火災爆発等による管理区域外での放射性	の異常放出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性		□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉	*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉	
	*山SEUS 火災爆発等による管理区域外での放射性 物質の放出	*山GEOS が決爆発等による管理区域外での放射性 物質の異常放出		心冷却装置による一部注水不能	*山0221 原子炉布却材構えい時における非常用炉 心冷却装置による注水不能	
	*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗		□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失	*ロGE22 原子炉注水機能の喪失 *ロGE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪	
	□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉	*□GE21 至ての原子炉停止操作の失敗 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉			失	
	心冷却装置による一部注水不能 □SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	心冷却装置による注水不能 *□GE22 原子炉注水機能の喪失	発 特定事象の種類	□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失	*ロGE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *ロGE27 全直流電源の5分間以上喪失	
	□SE22 原子炉住水機能設大のおそれ *□SE23 残留熱除去機能の喪失	*□GE23 残留熟除去機能喪失後の圧力制御機能喪	生		*□GE28 炉心損傷の検出	
	口で205 北俊田売港宣は兵権の 26 八間以 し東史	失 ◆FICEDES 非常用办法宣正品统办 1 跨期以上海生	た	□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失·放射線	
特定事象の種類	□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失	*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 *□GE27 全直流電源の5分間以上喪失	特		放出	
	The same of the sa	*□GE28 炉心損傷の検出	事	*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準 炉)	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線 放出 (旧基準炉)	
	□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線	象の	□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇	
		放出	概	*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又 は喪失のおそれ	
	*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準 炉)	*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失·放射線 放出(旧基準炉)	要	*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失		
	□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	*□GE41 格納容器圧力の異常上昇		□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失		
	*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又 は喪失のおそれ		*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事 象発生	*□GE55 住民の遊難を開始する必要がある事象発 4	
	*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失			(注記:*は電離放射線障害防止規則第7条の2		
	□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失		想定される原因		、調査中、その他(
		*□GE55 住民の遊難を開始する必要がある事象発	検出された放身	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作	中 停止中)	
	象発生 (注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2	: 生 ?第2項に該当する事象を示す)	線量の状況、核	発生後(状態継続、停止操作中、停止、	停止失敗)	
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震	、調査中、その他()	出された放射性	ECCSの作動状況 作動なし、作動あり	(自動、手動)、作動失敗	
	原子炉の運転状態			: 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり(cps→ cps)	
	発生前(運転中、起動操作中、停止操作		な施設・設備の	・ モニタリングポストの指示値	2000 St. 100 S	
	発生後(状態継続、停止操作中、停止、	10.50 m 31.00 MOTO	状態等	確認中、変化なし、変化あり(最大	値: μGy/h→ μGy/h、No.)	
	ECCSの作動状況 作動なし、作動あり	(自動、手動)、作動失敗	その他特定事象の批	·		
	排気筒モニタの指示値		握に参考となる情報			
な施設・設備の		cps→ cps)				
状態等	モニタリングポストの指示値 ないない (男子)	(in) (1/2・/k		(当該原子力事業所所在市町村において、)	霊度6弱以上*の地霊が発生した場合)	
」 の他特定事象の把	確認中、変化なし、変化あり(最大	値: μGy/h→ μGy/h、Nα)		※当該特定事業の発生に関連していると思われる場合は、震度に	こよらず計測震度計による観測地震加速度を記入する。	
に参考となる情報				計測震度計による観測地震加速度[発生日時: 確認中、検知なし、検知あり(水平方向:	AT MANAGEMENT OF THE RESIDENCE OF THE RE	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	j		は、日本産業規格A4とする。		
曲 ラ こりがれの人	ここら、日下注来が旧れずこうる。		(参考) 計測震度計(1号 以下のとおり。	機原子炉建屋地下 2 階)とは異なる原子炉保護用地調	雲計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は	
			志賀1号機 水平方向	J (EL+28.3m): 505 gal以下、水平方向 (EL-1.6m):		
			志賀 2 号機 水平方向	J (EL+32.5m): 505 gal以下、水平方向 (EL+0.8m):	185 gal 以下、鉛直方向 (EL+0.8m): 165 gal 以下	

	修正前	修正後	備考
	様式11(1/2)	様式11(1/2)	原子力規制庁からの要請による
-	応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)	応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)	変更(地震加速度を記載可能なよ
第25条報告原子力災害対策特別	年月日 一力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿 報告者名 連絡先 連絡先	年月日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿 第25条報告 第25条報告 連絡先 原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告し	うに変更、トリップ値を追記)
ます。原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	ます。 原子力事業所の名称 石川県羽咋郡志賀町赤住1番地 及び場所 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	
特定事象の発生箇所 (注1)	志賀原子力発電所 号機	特定事象の発生箇所 (注1) 志賀原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の発生時刻 (注1) 年 月 日 時 分(24時間表示)	
特定事象の種類 (注1)		特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要(注2)	※添付の有・無	発生事象と対応の概 要(注 2) <u>(注 3)</u> ※添付の有・無	
その他の事項の対応 (<u>注3</u>)		その他の事項の対応 (注4) 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	
(注1)最初に発生 (注2)設備機器の 生時刻順に	まさは、日本産業規格A4とする。 とした特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発 記載する。 日本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、計測震度計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向)を記入する。 (注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。 (参考) 計測震度計(1 号機原子炉建屋地下 2 階)とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 志賀 1 号機 水平方向(EL+28.3m): 505 gal 以下、水平方向(EL-1.8m): 190 gal 以下、鉛直方向(EL-1.6m): 165 gal 以下志賀 2 号機 水平方向(EL+32.5m): 505 gal 以下、水平方向(EL+0.8m): 185 gal 以下、鉛直方向(EL+0.8m): 165 gal 以下	